

令和3年第2回取手市議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年4月22日（木）午後1時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第32号 令和3年度取手市一般会計補正予算（第3号）

日程第5 承認第1号 取手市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第2号 取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第3号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第4号 取手市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第5号 令和3年度取手市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

地方自治法第121条により令和3年第2回臨時会への出席を求めた者及び委任を受けた説明員

1. 出席を求めた者

取手市長	藤井信吾
------	------

取手市教育長	伊藤哲
--------	-----

2. 委任を受けた説明員

副市長	吉田雅弘
総務部長	鈴木文江
政策推進部長	井橋貞夫
財政部長	牧野妙子
福祉部長	稲葉芳弘
健康増進部長	大野安史
まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	前野拓
都市整備部長	齋藤嘉彦
会計管理者	倉持和子
福祉部次長 障害福祉課長事務取扱	加藤輝代
福祉部次長 子育て支援課長事務取扱	飯野恵久子
建設部次長 管理課長事務取扱	森田正和
都市整備部次長 都市計画課長事務取扱	渡来真一
総務部総務課長	澤部慶
人事課長	軽部幸雄
情報管理課長	大久保益雄
総務課副参事	松崎剛
政策推進部政策推進課長	彦坂哲
文化芸術課長	飯山貴与子
政策推進課副参事	高中誠
財政部財政課長	中村有幸
管財課長	鈴木正美
課税課長	橋本直樹
納税課長	三浦雄司
福祉部高齢福祉課長	秋山和也
高齢福祉課副参事	井橋久美子
障害福祉課副参事	鈴木哲也
健康増進部健康づくり推進課長	樋口康代
国保年金課長	木村太一
保健センター長	助川直美
まちづくり振興部産業振興課長	海老原輝夫

教育委員会	教育部長	田中英樹
	教育次長	大手勉志
	教育総務課長事務取扱	
	学務課長	直井徹
	保健給食課長	大野篤彦
	指導課長	大越茂
	スポーツ振興課長	豊島寿

消防本部	消防長	秋山龍司
	次長	小林良一
	総務課長	仲村厚
	警防課長	岡田直紀

令和3年第2回取手市議会臨時会会期日程

日次	期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事	備考
1	4/22	木	本会議	午後1時	開会、議案上程・提案理由説明・質疑・ 討論・採決、閉会	

取市発第33号
令和3年4月16日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

取手市長 藤井信吾

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

記

専決処分第9号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該事故現場のポールについては撤去した上で、当該事故現場の周辺についても再度点検しました。

専決処分第9号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和3年4月2日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する道路における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和3年2月25日午後2時頃、取手市高須1319番地2地先の市道において、当該道路の道路脇に設置された視野対策ポール（高さ2.8メートル）が倒れ、走行していた相手方所有の自動車の左側Aピラーに接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 112,042円（過失割合 市100：相手方0）